

各部局等の長 殿

理事・事務局長 関 靖 直

検疫法に規定する停留の対象となった職員又は検疫所長が指定する
場所での待機を要請された職員の就業上の措置について（通知）

このたび、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止策として、中華人民共和国又は大韓民国からの入国者について、検疫法（昭和26年法律第201号）に規定する停留の措置を講じること又は停留の措置が講じられない場合においても検疫所長が指定する場所での待機を要請する取扱いがなされたことを踏まえて、当該停留又は待機の対象となった職員の就業上の取扱い及び報告等については、下記のとおりとしますので、貴部局等に所属する職員に周知願います。

なお、新型コロナウイルス感染症については、日々状況が変化しているところであり、本通知についても必要に応じて見直しを行う場合がありますことを申し添えます。

記

1. 就業禁止

出張（赴任を含む）、研修、研究休職その他の業務に関連して外国に滞在する職員のうち、日本への入国に当たって、次のいずれかに該当する者については、就業禁止とする。

- ① 新型コロナウイルス感染症を検疫法第34条の感染症の種類として指定する等の政令（令和2年政令第28号）第3条において準用する検疫法（昭和26年法律第201号）第14条第1項第2号に規定する停留の対象となった場合
- ② 上記①の対象とはならないが、検疫所長の要請に基づき、検疫所長の指定する場所（自宅等）で待機する職員

2. 就業禁止の期間

上記1. ①に該当する場合にあっては、停留の期間、上記1. ②に該当する場合にあっては、検疫所長が要請する待機期間とする。

3. 大学への報告

職員は、上記1に該当することとなった場合には、電話又は電子メールの方法により、次に掲げる事項について、所属部局の人事担当者に報告すること。

また、報告を受けた人事担当者は、総務企画部人事課厚生労務室（労務管理担当）に対して別記様式をパスワード設定のうえ、電子メールの方法により報告すること。

なお、別記様式の記載事項は、機微な個人情報であることから、国立大学法人北海道大学個人情報管理規程（平成17年海大達第65号）に則り、適正に管理すること。

- ① 停留場所又は待機場所
- ② 停留期間又は待機期間
- ③ 発熱及び咳などの呼吸器症状の有無

4. 就業禁止期間中の給与

上記1の措置による就業禁止期間中は、国立大学法人北海道大学職員給与規程（平成16年海大達第93号）その他の関係規程に基づき、基本給等の減額は行わない。ただし、90日を超えて引き続き勤務しないときを除く。

総務企画部人事課厚生労務室労務管理担当
内線 2398、2399、3216
E-mail syokuin@general.hokudai.ac.jp

報 告 書 (停留者・待機者)

令和 年 月 日報告

所 属 部 局	
職 名	
氏 名	

① 職員からの報告日	令和 年 月 日
② 停留場所又は待機場所	
③ 停留期間又は待機期間	
④ 発熱及び咳などの 呼吸器症状の有無	